

関東信越税理士会 熊谷支部5月例会次第

日時 令和8年5月8日(金)
午前9時30分～
場所 熊谷市立文化会館

1. 会務報告

- | | | | |
|---------------|----------------------|---|----------------|
| (1) 4月 1日(水) | 秋池正江会員ご母堂様告別式 | 於 | 県央みずほ斎場 |
| (2) 4月 8日(水) | 関係機関との協議会・例会 | 於 | 熊谷市立文化会館 |
| (3) 4月 8日(水) | 研修会 | 於 | 熊谷市立文化会館 |
| (4) 4月17日(金) | 埼玉司法書士会熊谷支部 定時総会 | 於 | キングアンバサダーホテル熊谷 |
| (5) 4月23日(木) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 支部事務局 |
| (6) 4月23日(木) | 熊谷税務署との協議会 | 於 | 熊谷市立商工会館 |
| (7) 4月23日(木) | 埼玉土地家屋調査士会熊谷支部 定時総会 | 於 | キングアンバサダーホテル熊谷 |
| (8) 4月23日(木) | 総務部会 | 於 | 支部事務局 |
| (9) 4月23日(木) | 税務支援助策部会 | 於 | 熊谷市立商工会館 |
| (10) 4月24日(金) | 埼玉県社会保険労務士会熊谷支部 通常総会 | 於 | キングアンバサダーホテル熊谷 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 関係機関との協議会・例会
日時 5月8日(金)午前9時30分～10時30分
場所 熊谷市立文化会館
- (2) 研修会
日時 5月8日(金)午前10時45分～午後0時15分
場所 熊谷市立文化会館
- (3) 監事監査会
日時 5月8日(金)午後2時00分～3時00分
場所 支部事務局
- (4) 予算編成会議
日時 5月8日(金)午後3時00分～
場所 支部事務局
- (5) 顧問相談役会
日時 5月8日(金)午後5時30分～
場所 酒造 はっかい
- (6) 第1回支部理事会
日時 5月13日(水)午後3時00分～
場所 日本政策金融公庫3階
- (7) 熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会
日時 5月20日(水)午後3時00分～
場所 熊谷市商工会議所 ソシオスクエア
- (8) 熊谷法人会 定時総会
日時 5月21日(木)午後3時30分～
場所 熊谷スポーツホテル PARK WING
- (9) 大里地区租税教育推進協議会 定期総会
日時 5月25日(月)午後3時00分～
場所 埼玉県熊谷地方庁舎
- (10) 正副支部長・地域長会議
日時 6月5日(金)午後2時30分～3時30分
場所 支部事務局
- (11) 熊谷税務署との協議会
日時 6月5日(金)午後3時45分～
場所 熊谷税務署

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

《転入》

鯨井久敬（令和8年4月17日東京税理士会より転入）西部地区 税務支援対策部・青年部
〒360-0847 熊谷市籠原南2-9 メゾンラベンダー10番館105
TEL 090-8516-7132

熊谷支部 会員数164名

6. 次回例会予定

日時 6月17日(水) 午後1時20分～2時50分 例会・総会提出議案説明
午後2時50分～3時20分 関係機関との協議会
午後3時30分～5時00分 第46回定期総会

場所 キングアンバサダーホテル熊谷3階

7. 次回研修会予定

日時 8月4日(火)午後2時00分～3時50分
場所 キングアンバサダーホテル熊谷3階
内容 「令和8年度税制改正」
講師 本庄支部 松本純一先生
単位 2単位

8. ホームページ

熊谷支部 パスワード：kuma2012 <http://www.kumazei.or.jp>



県連 ID・パスワード共に saizei0615

日税連 ユーザー名・パスワード共に： taxnz

本会 ユーザー名・パスワード共に： kzei0223

税理士協同組合 ユーザー名：zei パスワード：szeikyo3111

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

9. その他

* 今後の例会日日程を掲載しました。(令和8年5月現在) 予定ですので変更になる場合もあります

6月例会	6月17日(水)	キングアンバサダーホテル熊谷	午後1時20分～ 午後3時30分～(定期総会)
8月例会	8月4日(火)	キングアンバサダーホテル熊谷	午後2時00分～
9月例会	9月9日(水)	熊谷市立文化会館	午前9時30分～
10月例会	10月9日(金)	熊谷市立文化会館	午前9時30分～
11月例会	11月10日(火)	熊谷市立文化会館	午前10時30分～
12月例会	12月10日(木)	キングアンバサダーホテル熊谷	午後2時00分～
1月例会	1月13日(水)	熊谷市立文化会館	午前9時30分～
2月例会	2月4日(木)	キングアンバサダーホテル熊谷	未定
3月例会	3月24日(水)	キングアンバサダーホテル熊谷	午後2時00分～

令和8年5月8日

熊谷支部会員各位

関東信越税理士会熊谷支部

支部長 森田 正男

副支部長 安原 宣彦

税対部長 大久保 秀彦

確定申告期税務支援事業アンケート結果報告

税理士会熊谷支部会員の皆様方におかれましては日頃から支部活動にご協力いただきまして誠にありがとうございます。確定申告期の税務支援事業に関するアンケートの結果をご報告いたします。

◎アンケート期間 令和8年3月18日～月10日

◎回収件数／熊谷支部会員総数 17／164（回収率10.3%）

1. アリオ深谷会場での申告指導について

現状のままでよい 9名 改善すべきである 2名

[主な意見]

- ◎スマホ申告を浸透させたいのはわかるが、申告者も税理士もスマホ操作についていけない人が多いと感じる。PCの割合を増やしてほしい
 - ◎アリオ深谷会場は、高齢者の来場者が多く、スマホによる申告は不向きではないか。
 - ◎マイナンバーカードや通知カードを持参しないで来場した納税者が複数存在した。マイナンバーカードを持っていない人は通知カードを持参するよう広報を徹底すべきである。
 - ◎スマホ申告に時間がかかりすぎ、少人数しか対応できない。
- 画面共有できるディスプレイと接続させるなど、単に申告するだけでなく「指導」ができるように工夫してほしい。

2. 商工会議所・商工会での青色申告指導について

現状のままでよい 15名 改善すべきである 2名

[主な意見]

- ◎深谷会場において、わからない時だけ聞きに来るスタイルは会員の負担を軽減できるうえ、会議所職員の指導レベル向上において有効だと思う。
- ◎消費税の計算で、原則課税の申告を税務支援の範囲内で税理士が関与すべきか。
- ◎今後、55万円の青色申告特区分別控除から10万円控除になるため、紙ベースからe-taxの早期移行が必要である。

3. 農業青色申告指導について

現状のままでよい 11名 改善すべきである 1名

[主な意見]

- ◎農協によって担当者が手順等を把握していないところがあった。
- ◎青色申告決算書の貸借対照表の金額があっていない方が複数いた。
- ◎貸借の合計額は一致しているが、現金預金、固定資産、借入金等の科目の残高がマイナスになっている方がいた。

4. コールセンターの税務相談について

現状のままでよい 16名 改善すべきである 3名

[主な意見]

- ◎受付の方の聞き込みがあまい。もう少し内容を確認し流してほしい。
- ◎初めて確定申告をするにあたり何をすればよいかわからないから手続きから申告書の記載方法から全てを0から教えてほしい。という問い合わせが数件あった。このような問い合わせはコールセンターで対応するのは困難であり、税務署や市役所などの無料相談にご参加いただくことが、納税者、税理士双方にとって有益であるため、最初の電話窓口の段階で当該無料相談をご案内していただけるとよいと感じました。
- ◎若手税理士が多い県南支部からの派遣を多くすることを強く勧めるべきである。
- ◎国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーのうち中途退職した給与所得者の確定申告のような簡易なものを除き、具体的な収入・所得等がわからないと、納税者が疑問に思っている画面に到達しないため回答できない。したがって、給与所得者の「源泉徴収票の入力事項」、公的年金の「源泉徴収票の入力事項」等を記載した一例を用意してほしい。

5. 会員事務所での申告相談について

現状のままでよい 16名 改善すべきである 2名

[主な意見]

- ◎事務局の手配で相談時刻の調整がうまくいった。
- ◎都合の良い日を確認して日程を決めてほしい。
- ◎市の広報誌に無料申告相談の期間だけでなく、担当税理士名及び電話番号を掲載したほうがよい。
- ◎希望制にするなど、やり方を変えてもいいのでは。

6. その他、税務支援全般に関してのご意見

[主な意見]

- ◎熊谷支部では1人3日の割り当てがあるが、他支部の話を聞くと1日も割り当てが無いという話を聞くことがあり、支部によってだいぶ従事日数に差があると思われます。地域ごとに税理

士の数も違うため、全県または関信越内で調整してほしい。

- ◎コールセンターに従事できる人を増やすべき、少なくとも3年に1度は強制的に従事するようなデータ管理が必要。
- ◎埼玉県南の支部は参加希望者が割当より多いと聞いています。事前にそういった支部と打ち合せ、引き取ってもらえるようであればそういった手段も考えた方がよいと思います。
- ◎今のうちから、来年は名簿順に従事してもらいます。1年あるので準備しておいてください。と通告しておいたらいいと思います。また、本来3日従事すべきところコールセンターなら2日でもいいというように差をつけることはできないのでしょうか。
- ◎アリオ深谷会場が縮小傾向なのだから、その分の人員をコールセンターに割り当てるのは至極当然です。全員の希望を聞いていたらきりがなし全員の希望に沿うようにするのも無理なので、感情を挟まず機械的にコールセンターを割り当てるのも仕方ないのではないのでしょうか。
- ◎スマホ研修で使用した練習問題については、正解を記載した確定申告書とともに研修時に税理士に配布した方がよい。
- ◎税務署は、マイナンバーカードを利用したスマホ申告を推奨しているが、税理士は、通常業務では利用者識別番号によるeTAXを行っており、マイナンバーカードによるeTAXを行っていないため、令和8年分の確定申告についてマイナンバーカードによるスマホ申告を原則とするならば、十分な研修を実施し、すべての税理士がそれに対応できるようにしなければならない。
- ◎コールセンター経験者、または希望者に複数回従事していただくよう要望

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
6月18日(木)	曾根和也	
6月22日(月)	増田亮吉	
6月25日(木)	吉留良平	
6月29日(月)	渡辺 保	
7月 2日(木)	渡辺雅江	
7月 6日(月)	久米真理子	
7月 9日(木)	櫻澤 敦	
7月13日(月)	清水茂昭	
7月16日(木)	田代嘉昭	
7月23日(木)	根岸太郎	
7月27日(月)	村田克也	
7月30日(木)	山田 剛	
8月 3日(月)	横尾将司	
8月 6日(木)	小野澤克則	
8月10日(月)	柿沼和歌枝	
8月17日(月)	鯨井久敬	
8月20日(木)	塩田哲也	
8月24日(月)	清水一宏	
8月27日(木)	瀧山英太	
8月31日(月)	高橋幸一	
9月 3日(木)	長谷部好一	
9月 7日(月)	福島泰彦	
9月10日(木)	内田拓志	
9月14日(月)	大久保秀彦	

* 税理士事務所で電話相談になっています。

* 原則として予約制ですが、予約の無い場合は事務所待機でお願いいたします

埼玉協熊谷地域5月例会

令和 8年5月8日(金)

<会務報告>

令和8年4月15日(水) 日本生命VIP代理店推進協議会
15:00～清水園

令和8年4月27日(月) 第2回常務理事会・第2回地域長会
12:30～ロイヤルパインズホテル浦和
大同生命「総合事業保障プラン」推進会議
14:15～清水園

<会務予定>

令和8年5月14日(木) 朝日生命VIP代理店推進協議会
15:30～清水園

<関税協より研修のお知らせ>

- ・5/13 ①令和9年末廃止! 「期限迫る事業継承税制(特例措置)」
②実務家必見! 元・審判所所長による「グレーゾーン」判決事例徹底解説
講師 高橋 達也
- ・6/5 「相続対策に欠かせない生前贈与をめぐる課税制度 選択とシュミレーション～相続時精算課税・暦年課税・各種特例等」
講師 山本 和義
- ・7/22 「借地権評価の実務留意点」
講師 笹岡 宏保

いずれもソニックシティ小ホール・ライブ配信・オンデマンド配信

<提携企業インフォメーション>

あんしん財団 ミサワホーム 大和ハウス 積水ハウス

ケガの補償と福利厚生の実で 人材採用・人材定着 に貢献します



会費お一人様
月々**2,000円**
(うち保険料1,700円)

ケガの補償

事業総合傷害保険

お仕事中のケガはもちろん
日常生活のケガも補償

ケガによる死亡時 **2,000万円**

(満80歳以上の方は1,000万円)

ケガによる入院時 1日 **6,000円**

※事故日からその日を含めて180日以内に入院した日数

ケガによる**後遺障害・通院・往診**も補償!

※疾病(病気)は補償の対象になりません。

補助金制度

お客様サービス事業

健康管理のための補助金制度

受診費用の一部を補助

人間ドック **6,000円**まで補助

※同一加入者1名様に対し1年度間(4月~3月)1回



職場の安全と安心を応援する補助金制度

安全衛生設備等の設置(購入)費用の一部を補助

ドライブレコーダー 消火器
運搬用台車 エアコン など



使用者賠償責任保険制度

お客様サービス事業

労災事故における使用者の法律上の
賠償責任を補償 支払限度額(1会員事業所単位)

1加入者あたり **3億円** 1事故あたり **10億円**

※あんしん財団を保険契約者、会員企業およびその役員を被保険者と
する損害保険会社の使用者賠償責任保険が自動付帯されています。

※あんしん財団の加入者に対する賠償責任に限ります。

福利厚生サービス

お客様サービス事業

人材確保に貢献する企業向け
福利厚生サービス

人気メニュー例 **WELBOX無料eラーニング**
約**1,600**コース

あんしん財団が㈱イーウェルへ委託し、加入者の皆さまへ提供する福利厚生
サービス「あんしん財団WELBOX・KENPOS」が自動付帯されています。

※この広告は制度の概要を説明したものです。ご加入の際は必ずパンフレットと重要事項説明書で制度内容をご確認ください。

※介護保険法の要介護認定を受けている方や、経営や就業の実態がない方等にご加入いただけません。また、事業所のエリアや業種等によりご加入いただけない場合があります。

詳細はWebをご覧ください

あんしん財団 検索 www.anshin-zaidan.or.jp



一般財団法人

あんしん財団

(認可特定保険業者)

▶▶▶ 詳しい資料のご請求や加入のご検討については裏面をご覧ください。

0034-2604-0000-121 (2026年4月現在)

あんしん財団は厚生労働省より特定保険業の認可を受けた一般財団法人です。

あんしん財団 紹介カード

①紹介税理士

税理士名			
税理士登録番号		所属地域	地域
事務所電話番号	Tel - -		

②紹介先

紹介先名称			
所在地	〒		
	ご住所		
	Tel - -		
	ご担当者：		
要望事項	<input type="checkbox"/> 詳しい資料がほしい <input type="checkbox"/> 説明が聞きたい <input type="checkbox"/> パソコンなどで資料を見ながら電話で説明を聞きたい <input type="checkbox"/> 新規加入を検討したい <input type="checkbox"/> 追加加入を検討したい <input type="checkbox"/> その他 ()		

※ 埼玉県税理士協同組合はあんしん財団と紹介業務所委託契約を締結しています。(あんしん財団の保険募集を行う保険代理店ではありません。)

※ 制度のご説明と加入手続きは、あんしん財団の職員が行います。

※ あんしん財団紹介カードをご記入の上、当組合事務局宛にFAXをお願いします。

※ ご記入頂きました「ご紹介先」様の情報は、資料送付及びあんしん財団からの制度のご案内に利用させていただきます。また、当組合が責任をもって管理いたします。

※ 事業所のエリアや業種、その他あんしん財団の審査結果によっては、ご加入いただけない場合がございますので予めご了承下さい。

税協受付印	財団受付印

[あんしん財団の問合せ先 0120-311-816 (通話料無料)]

返送先：埼玉県税理士協同組合 FAX 048-665-3888
